



平成 30 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 カップ・クリエイト株式会社  
代表者名 代表取締役 澄川 浩太  
(コード番号 7421 東証 1 部)  
問合せ先 執行役員管理本部長兼経理部長 小林 元樹  
(TEL 045-224-7095)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年4月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月18日開催予定の当社第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置することにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うことにより、更なる企業価値向上を図るために「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたします。

これに伴い、移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 当社は定時株主総会を毎年6月に招集することとしておりますが、より柔軟に招集できるように現行定款第12条（招集）を定款第13条のとおり変更するものであります。

(3) 株主の皆様への利便性向上の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入することとし、変更案第9条（単元未満株式の買い増し）を新設するものであります。

(4) 当社は、現行定款第48条（剰余金の配当等の決定機関）にて、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができる旨規定しており、現行定款第50条（中間配当金）について、これを削除するものであります。

(5) その他、上記各変更に伴う所要の変更、字句の一部修正等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成30年6月18日（予定）
定款変更の効力発生日	平成30年6月18日（予定）

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 ～ 第 4 条（条文省略）</p>	<p>第 1 条 ～ 第 4 条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条 ～ 第 7 条（条文省略）</p>	<p>第 5 条 ～ 第 7 条（現行どおり）</p>
<p>（单元未満株式の権利制限）</p>	<p>（单元未満株式の権利制限）</p>
<p>第 8 条 当会社の株主は、その有する单元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第 8 条（現行どおり）</p>
<p>（1） 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p>	<p>（1）（現行どおり）</p>
<p>（2） 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p>	<p>（2）（現行どおり）</p>
<p>（3） 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p>	<p>（3）（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>（4） 次条に定める单元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>（单元未満株式の買い増し）</u></p>
<p>第 9 条 ～ 第 11 条（条文省略）</p>	<p><u>第 9 条 当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、その有する单元未満株式と合わせて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第 9 条 ～ 第 11 条（条文省略）</p>	<p>第 10 条 ～ 第 12 条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>（招 集）</p>	<p>（招 集）</p>
<p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p>	<p>第 13 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</u></p>
<p>第 13 条 ～ 第 17 条（条文省略）</p>	<p>第 14 条 ～ 第 18 条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>（取締役会の設置）</p>	<p>（取締役会の設置）</p>
<p>第 18 条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p>第 19 条（現行どおり）</p>
<p>（取締役の員数）</p>	<p>（取締役の員数）</p>
<p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とす</p>	<p>第 20 条 当社の取締役 <u>（監査等委員である</u></p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p><u>取締役を除く</u>)は、10 名以内とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする</u></p> <p>(取締役の選任) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 27 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、6名以内とする。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>役付役員</u>若干名を選定することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u>  <u>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の決議の方法)</u>  <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)  <u>第 41 条 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の設置)  <u>第 33 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第 34 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第 36 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)  <u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>(会計監査人の設置)  第 42 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の設置)  第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の選任)  第 43 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の選任)  第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)  第 44 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期)  第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)  第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締</p>

現行定款	変更案
<p>役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第<u>46</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>47</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>48</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の基準日) 第<u>49</u>条 (条文省略)</p> <p>(<u>中間配当金</u>) 第<u>50</u>条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等) 第<u>51</u>条 (条文省略)</p>	<p>が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>44</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の基準日) 第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>